

田原市新型インフルエンザ等対策行動計画（案）【概要】

1 改定の経緯

田原市新型インフルエンザ等対策行動計画は、2012年に制定された新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、国が策定する新型インフルエンザ等対策政府行動計画及び愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画を踏まえて2015年に策定された。

今般、新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう、政府行動計画及び愛知県行動計画が抜本的に改定されたため、市行動計画についても改定を行う。

2 目的

- ①感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。
- ②市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

3 計画期間

2026年度から2031年度までの6年間

4 対象とする感染症

新型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症を対象とする。

- ・新型インフルエンザ等感染症
(新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型
コロナウイルス感染症)
- ・指定感染症(病状の程度が重篤であり、全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)
- ・新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれがあるもの)

5 対策項目

- ・新型コロナウイルス対応で課題となった対策項目が独立し、6項目から7項目(※右表参照)に再編する。
- ・横断的視点「人材育成」「国・県との連携」「DX推進」として設定する。

6 フェーズごとの計画

対応策を切り替えるべきタイミングを明確化させるため、対応時期を3期に再編(特に準備期の取組を充実)する。

- ・準備期：新型インフルエンザ等が発生する前まで
- ・初動期：国内外で新型インフルエンザ等に位置づけられる可能性がある感染症が発生してから、政府対策本部が設置され基本的対処方針が定められるまでの間
- ・対応期：国の基本対処方針が定められてから廃止までの間

※【対策7項目の概要】

| | 準備期 | 初動期 | 対応期 |
|-----------------------|--|--|--|
| ①実施体制 | <ul style="list-style-type: none"> ●業務継続計画等の作成・変更 ●関係機関との連携強化、実践的な訓練の実施 | <ul style="list-style-type: none"> ●全庁的な実施体制 ●必要な予算の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●市対策本部設置 ●必要時に他市町村や県に応援を依頼 |
| ②情報提供・共有、リスクコミュニケーション | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症に関する情報提供・共有 ●双方向コミュニケーションの体制整備 | <ul style="list-style-type: none"> ●迅速かつ一体的な情報提供・共有 ●コールセンター等の設置 ●偏見・差別等、偽・誤情報への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民の関心事項等を踏まえ、引き続き取組を実施 |
| ③まん延防止 | <ul style="list-style-type: none"> ●対策の実施に係る参考指標等の検討 ●基本的な感染対策の普及や、まん延防止対策への理解促進 | <ul style="list-style-type: none"> ●まん延防止に備えた業務継続計画に基づく対応の準備 ●基本的感染対策の情報提供 | <ul style="list-style-type: none"> ●患者や濃厚接触者への対応協力 ●県の要請(外出・移動自粛要請等)の周知に協力 ●事業者や学校等への要請への協力 |
| ④ワクチン | <ul style="list-style-type: none"> ●ワクチンの接種に必要な資材の準備 ●特定接種・住民接種の接種体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ●ワクチン接種に必要な資材・会場の確保 ●ワクチン接種に携わる医療従事者の確保 ●市の人員体制の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●特定接種・住民接種の実施 ●接種体制に関する市民への情報提供 ●健康被害救済制度への対応 |
| ⑤保健(新規) | ※保健所等で対応 | ※保健所等で対応 | <ul style="list-style-type: none"> ●相談対応 ●県の要請に応じた健康観察・生活支援の実施 ●情報提供・共有 |
| ⑥物資(新規) | <ul style="list-style-type: none"> ●感染症対策物資等の備蓄(定期的な確認) ●個人防護具の備蓄(消防用含) | — | <ul style="list-style-type: none"> ●備蓄物資等の配布 ●備蓄物資等の供給に関し相互協力 |
| ⑦市民生活及び市民経済の安定の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ●情報共有体制の整備 ●支援の実施に係る仕組みの整備 ●物資・資材の備蓄 ●生活支援を要する者への支援等の準備 ●火葬体制の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ●事業継続に向けた準備等の呼びかけ ●火葬能力の増強体制への準備 ●一時的遺体安置所の準備 | <ul style="list-style-type: none"> ●市民生活及び社会経済活動の安定の確保を対象とした対応(心身、生活支援、教育、生活物資、火葬体制) ●社会経済活動の安定の確保(事業者に対する支援、水の安定供給) |